

大口町告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

大口町長 鈴木雅博

1 占有を制限する区域

路線番号	路線名	区間	開始の期日
2	町道 役場前線	下小口七丁目 100 番 2 地先から 下小口七丁目 160 番地先まで	令和 5 年 4 月 1 日
3	町道 大口桃花台線	丸二丁目 81 番 1 地先から 大屋敷三丁目 11 番地先から	令和 5 年 4 月 1 日
4	町道 柏森大口線	下小口七丁目 160 番地先から 丸二丁目 81 番 1 地先まで	令和 5 年 4 月 1 日
5 1	町道 野合線	中小口三丁目 1 番 1 地先から 中小口四丁目 7 番地先まで	令和 5 年 4 月 1 日
5 4	町道 大口中央幹線	城屋敷二丁目 107 番 1 地先から 城屋敷二丁目 1 番 1 地先から	令和 5 年 4 月 1 日
5 6	町道 豊三線	御供所三丁目 26 番 1 地先から 御供所二丁目 184 番 1 地先から	令和 5 年 4 月 1 日
1 1 2 1	町道 秋田 2 1 号線	大屋敷三丁目 11 番地先から 秋田四丁目 126 番 1 地先から	令和 5 年 4 月 1 日
1 3 2 2	町道 豊田 2 2 号線	秋田四丁目 126 番 1 地先から 御供所三丁目 26 番 1 地先から	令和 5 年 4 月 1 日

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占有を制限する理由

大口町地域防災計画における輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

